

(2023 年 6 月 22 日現在)

ページ	訂正箇所	本書の記述 (誤)	訂正後 (正)
P16	肢エ	火災について XY 双方に帰責事由がない場合、家屋消失の結果、家屋の完成が不可能であれば、Y の仕事完成・引渡義務は消滅し、 <u>原則として Y の報酬請求権も消滅する。</u>	火災について XY 双方に帰責事由がない場合、家屋消失の結果、家屋の完成が不可能であれば、Y の仕事完成・引渡義務は消滅し、 <u>X は Y からの報酬請求を拒める。</u>
P17	解説 11 行目～12 行目	また、仕事完成が不可能な場合には、請負人には仕事完成・引渡義務の消滅を認めるも、 <u>報酬請求権も消滅させているので、請負人が危険を負担することとなる。</u>	また、仕事完成が不可能な場合には、請負人には仕事完成・引渡義務の消滅を認めるも <u>注文者は報酬請求を拒める</u> ので請負人が危険を負担することとなる。
P17	■ポイント 右下の欄 (仕事の完成が不可能な場合の報酬等の請求権)	<u>報酬請求権は消滅</u>	<u>注文者は報酬請求を拒める</u>
P171	第 12 章第 7 問 肢エ解説	本肢では、B は、口頭弁論期日において、A が主張する事実を知らない旨の答弁をしているので、「不知」の答弁をしたと考えられ、 <u>本肢の通り</u> 、B はその事実を争ったものと推定される。	本肢では、B は、口頭弁論期日において、A が主張する事実を知らない旨の答弁をしているので、「不知」の答弁をしたと考えられ、 <u>(6 文字削除)</u> B はその事実を争ったものと推定される。